

徳島県燃料費等高騰対策支援事業 のご案内

令和6年4月

この通知は、【徳島県公衆浴場・クリーニング業燃料高騰対策支援事業に対する業務委託を締結した（株）徳島データサービスよりご案内させていただいております。



制度の概要

この制度は、原油価格・物価高騰により増加した燃料費に対し緊急的な支援を行うことで、県内公衆浴場・クリーニング所の健全な営業を助長し、本県公衆衛生の向上及び推進を図り燃料費の一部を補助する制度です。**令和6年4月1日**から運用しますのでご活用ください。

補助額について

営業に係る燃料費（光熱費除く）に対して補助いたします。

重油（廃油を含む）・軽油・灯油について

昨年度の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの毎月使用量（L）に6円を乗じた額の1/2とします。

（毎月使用L×6円×1/2）の1年間分

LPガスについて

上記と同期間で、毎月使用量（m³）に6円を乗じた額の1/2から徳島県で実施しているLPガスの補助事業分（5,000円）を差し引いた額を補助金額とします。

（毎月使用m³×6円×1/2）の1年間分－5000円/年

※1年間まとめた補助金の総計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てて申請して下さい。

※補助金の上限額はありません。

申請期間

令和6年4月1日～令和6年6月30日まで受付

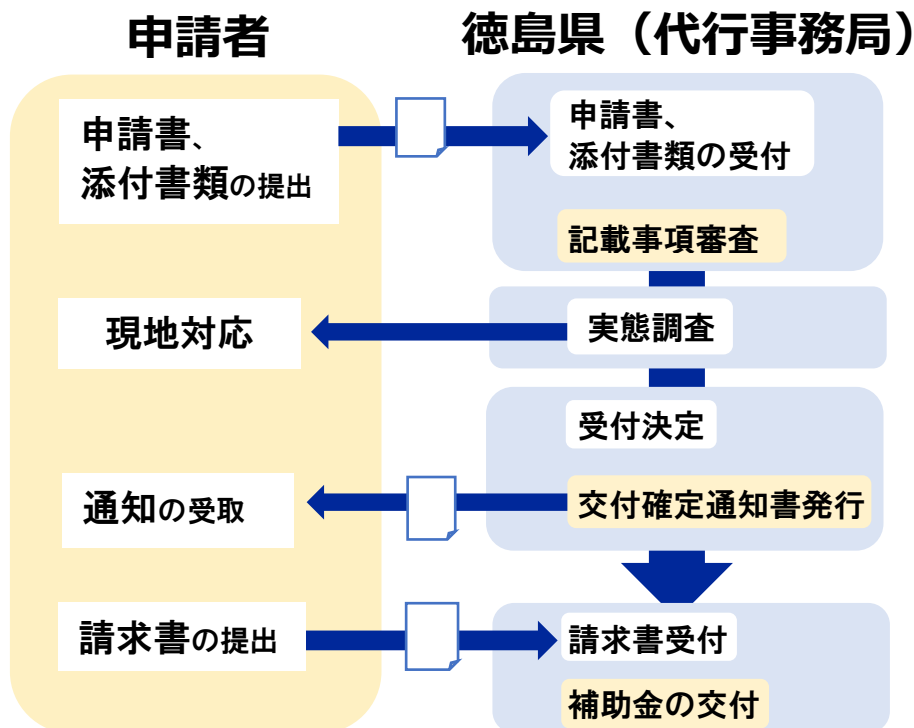
補助金交付対象者

- 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて公衆浴場を営業する中小事業者であり、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号9第4条）に基づく入浴料金により営業している者
- クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定による届け出を行い、同法第5条の2の規定による構造設備の確認を受けたクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うもの及びコインランドリーを除く。）を営業している者
ただし、同一の燃料費高騰対策補助金の受給した者、申請対象期間途中に廃業した、または連続して一か月以上休業した場合は補助対象外とします。

補助金申請について

事務局 （株）徳島データサービスのウェブサイトより申請書一式を[ダウンロード](#)
必要事項を記入、事務局に郵送で申請

補助金が支払われるまでの流れ



- 申請は1店舗につき1回しかできません。
- 要綱に違反したときは、補助金の交付の全部または一部を取り消す場合があります。

必要書類

以上の書類を**郵送**にて申請を受け付けます。※電子申請は行いません。

- ・ 徳島県燃料費高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
(様式第1号)
- ・ 誓約書 (様式第2号)
- ・ 補助金の額及びその算出の基礎 (別紙)
- ・ 該当支払月の燃料費の支払の事実が分かる書類
(ガス屋等の支払伝票)
- ・ 公衆浴場法 (昭和23年法律139号) 第2条第1項の
規定による営業許可書 (写) 及び
クリーニング業法 (昭和25年法律207号) 第5条第1項の
規定による営業許可書 (写)
- ・ 市、県民税納税証明書
- ・ その他知事が必要と認める書類



申請書類送付先

令和6年5月7日より ~新住所にて受付開始~

〒770-0831

徳島県徳島市寺島本町西1丁目5番 アミコ東館8階

株式会社 徳島データサービス内

燃料高騰対策支援事業事務局 徳島県補助金申請係 行

問合せ先コールセンター

088-676-4795

受付時間 午前9時から午後5時まで

(土日祝日除く)

ホームページ

申請書類のダウンロードはこちらから↓

URL<https://www.tds-inf.co.jp/supportedPj/supportedPj2024.html#energy>

QRコード

